

2020年7月1日

東京連盟の新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置（案）

ボーイスカウト東京連盟

県連盟コミッショナー 村山 大介

各部門とも、日本連盟が示す「新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置」に基づき対応します。ただし、菊スカウト章、隼スカウト章、富士スカウト章の進級に関しては、以下に示す東京連盟としての特別措置を設けます。

なお、日本連盟及び東京連盟が特別措置を示していない進級課目及び技能章細目の考査・認証については、地域の状況に応じて隊長または技能章考査員の判断に委ねます。

1 東京連盟における富士スカウト章認証申請書の提出期限について

富士スカウト章の日本連盟への申請期限が6か月延長されたことから、現高等学校3学年に相当する年齢のスカウトの東京連盟への富士スカウト章認証申請書の提出期限を「2021年5月度進歩委員会」までとします。今後、日本連盟においてさらに認証期限の延長があった場合は、東京連盟の富士スカウト章認証申請書の提出期限の延長を検討します。

2020.5	2020.11	2020.12	2021.1	2021.3
【通常】	隼章取得→（6か月）→富士章申請書提出期限→県連盟面接→富士章伝達→（富士章着用）			
	（11月進歩委員会）		（理事会）	

2020.11	2021.5	2021.6	2021.7	2021.9
【特例】	隼章取得→（6か月）→富士章申請書提出期限→県連盟面接→富士章伝達→（富士章着用）			
	（5月進歩委員会）		（理事会等）	

2 考査方法、考査基準に対する特別措置

(1) 富士スカウト章については、日本連盟が示す「富士スカウト章の考査に関する特別措置」に基づき実施します。

ただし、「6成長と貢献(1)」における個人プロジェクトについては、企画段階で地区コミッショナーまたは地区コミッショナーに代わる者から、プロジェクトの展開、新型コロナウイルス感染予

防に関する安全管理等について助言を受けた上で実施してください。

- (2) 菊スカウト章・隼スカウト章については、日本連盟が示す「菊スカウト章、隼スカウト章の審査に関する指針」に基づき、各地域で定める新型コロナウイルス感染及び感染防止に関する措置に従い、必要に応じて地区コミッショナーによる特別の審査基準や審査方法を設けることができます。ただし、以下の細目については、特に実施が困難と判断される場合、ただし書きにより審査、認証することができることとします。

【菊章】

3 スカウト技能

- (2) 班長や次長（グリーンバー）として班キャンプ、またはジュニアリーダーとして隊キャンプの計画を立て1泊以上の固定キャンプを実施し隊長に報告書を提出する。

ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施し報告書を提出することを約束し、計画書を提出する。

4 奉仕

- (1) 団や地域で取り組んでいる奉仕活動に4日以上（1日1時間以上）参加する。

ただし、団や地域で取り組んでいる奉仕活動の実施がない場合は、地域や身の周りの人に役立つ奉仕活動を自ら考え、4日以上（1日1時間以上）または同程度の時間を設定、実施し隊長に報告する。

【隼章】

2 スカウト技能

- (1) 自分を含めた2人以上のベンチャースカウトで、安全と衛生および環境に配慮した2泊3日以上移動キャンプ（歩行距離20kmまたは、自転車100km以上）を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。

ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施し報告書を提出することを約束する。さらに実施までの間に、研鑽・努力する課題を隊長の承認を受け実施し報告する。

4 奉仕

- (1) 社会的弱者（高齢者、障がい者等）への支援活動を積極的に行い、隊長に活動記録を提出する。

ただし、社会的弱者（高齢者、障がい者等）への支援活動の実施が困難な場合は、社会的弱者（高齢者、障がい者等）に関する問題や課題について調べ、日常生活やスカウト活動において行うべき支援活動についてレポートにまとめ、隊長に報告する。

新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置

2020年5月24日 施行
ボーイスカウト日本連盟

1. 特別措置の趣旨（目的とねらい）

「Scouting Never Stops」のもと、スカウト活動意欲、とりわけ進歩に対する意欲の低下を防ぎ、進歩の歩みを止めないことを目的として、進歩に関する特別措置をとる。日々変更する事態に対して、各隊・地区、各県連盟で柔軟な対応ができるとともに、単に課題を与え、時間つぶしとしての活動を提供するのではなく、困難な状況においてこそスカウトとしての誇りを認識し、また今までとは違った視点で改めてスカウティングの面白さに気づき、困難の先に野外に出て思いっきりキャンプやハイクをしたいという気持ちを育て、今後のスカウティング活性のための絶好の機会になることをねらいとする。

2. 課程・進級取得可能期間に対する特別措置

- ・ **BVS部門**：特になし。学年が上がると同時にビックビーバーとなる。
- ・ **CS部門**：活動自粛期間に合わせ、次の課程に上がった以降も一定の期間を定め、次の課程と並行して修得課目に挑戦できる。（一定の期間は、隊や地域状況に合わせ、隊長の判断とする）
- ・ **BS部門**：月の輪について、CS隊で全てを履修できずとも、BS隊と協力のうえ、隊や班の活動において、残りの履修に取り組むことができる。
- ・ **VS部門**：現高校3年生に相当する年齢のスカウトに対しては、富士スカウト章の日本連盟への申請期限を6か月延長する。ただし、今後の政府および自治体の措置によるスカウト活動の制限（令和2年2月21日以降）を勘案して、さらに延長をすることを検討する。現高校2年生に相当する年齢以下のスカウトについては、上記活動制限の期間を勘案して、申請期間の延長を検討する。

3. 考査方法、考査基準に対する特別措置

隊長は、進歩・進級に関して、考査の原則（規程7-33）および考査の基準（規程7-34）に即し、隊長の責任において、ウイルス感染防止に関する措置の下における制限及び環境に合わせ、隊における特別の考査基準や考査方法を設けることができる。ただし、地区または県連盟における考査のある進級（菊、隼）については、県連盟コミッショナーまたは地区コミッショナーの設ける特別の考査基準や考査方法に、日本連盟申請の必要な進級（富士）については、日本連盟コミッショナーの設ける特別の考査基準や考査方法に沿うこととする。

- ・ **県連盟コミッショナーまたは地区コミッショナー**は、地域の状況を勘案して、菊、隼の進級に関する特別の考査基準や考査方法を設けることができる。
- ・ **日本連盟コミッショナー**は、富士の進級に関する特別の考査基準や考査方法を別途設ける。また、隼、菊の進級に関する特別の考査基準や考査方法を設ける際の参考となる指針を別途示す。
- ・ 隊および地区、県連盟において特別の考査基準、考査方法を設ける際、「野営、ハイク等の野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならない細目」については、活動制限の緩和に合わせて「後日実施すること前提」として、「一定の成果および考査の計画（※）」をもって考査することができる。

（※）「一定の成果または考査の計画」：その時点で実行可能な訓練や準備（知識、技能、安全、心構え等）の確認、および日程を除く具体的な考査方法の計画等、後日実施されることを見込まれることを示すもの）

【**考查の原則（7-33）**】

進歩及び進級課目の考查は、本運動の目的及び基本方針に適合した状況の下で、隊長の責任において行う。ただし、隊長は、特定課目に関する考查を自己の責任において他の者に委託することができる。

- ② 進歩及び進級課目の考查は、課目に示された能力を体得し、それが実際に役立つものであるかどうかを認定するものである。
- ③ 進歩及び進級の考查は、技能についてのみでなく、「ちかい」と「おきて」の実践を重視する。

【**考查の基準（7-34）**】

考查の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

（参考：日本連盟規程集・教育規程より）

4. **技能章に対する特別措置**

技能章は、隊長考查の技能章は隊長により、考查員考查の技能章は技能章考查員により、それまでの成果（レポート、活動、実践等）や面接の内容を総体的に勘案して、各技能章の細目が示す水準に達しているかの判断をもって考查することができる。ただし、以下の考查内容に関する細目について考查することが不可能な場合は、「後日実施しすることを前提」にする、または「同等の努力と能力を必要とする課題に代替」することができる。

- ・「実演」が必要な内容（例：「パイオニアリング章」いかだ、軽架橋、信号やぐらの構築）
- ・「実績」が必要な内容（例：「野営章」入団以来通算10泊以上のキャンプ）
- ・「参加」が必要な内容（例：「救急章」ボーイスカウト救急法講習会もしくはそれに準ずる救急法講習会を修了）
- ・「資格・認定等」が必要な内容（例：「武道・武術章」当該連盟初段以上もしくはそれに相当する試験に合格）
- ・「成果物」が必要な内容（例：「案内章」踏査を行い、その実施計画作成上十分参考となる程度の報告書を作成提出）

5. **特別の措置への留意点**

- ① **柔軟な対応**：スカウトの置かれている環境に合わせ、活動の方法や考查の方法を柔軟に設定する。野外での実施や対面での実施が必要なものは後日の挑戦を前提に承認し、進歩を進める。
- ② **活動を通しての進歩**：単に課題を出すのではなく、進級課目に興味を抱き、制限された環境下でできる活動の実行を伴った進歩への取り組み（プログラム）を提供する。
- ③ **パトロールシステムの活用**：活動の制限、スカウト環境、地域状況に合わせ、可能な限り部門に合わせたパトロールシステムを活用して進歩を進める。
- ④ **基準の維持**：スカウトが特別に低い基準で修得したと認識しないよう、課目への挑戦の意義や成果、ちかいとおきての実践等を評価して、困難な状況下で取得したことに対して誇りをもった進歩になるよう最大限の配慮をする。
- ⑤ **特別措置の見直し**：活動の制限の緩和や地域における状況により、順次、特別の考查基準および考查方法を見直し、または、通常の考查基準および考查方法に戻す。

富士スカウト章の考査に関する特別措置

2020年5月24日 施行
ボーイスカウト日本連盟

以下の細目については、新型コロナウイルスの影響により考査が不可能な場合、「特別の考査細目」を適用する。

2 スカウト技能

- (2) 自ら設定する課題により、2泊3日の単独キャンプ（固定または移動）を計画し、隊長の承認を得て実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。

(特別の考査細目)

- (2) 自ら設定する課題により、2泊3日の単独キャンプ（固定または移動）を計画し、隊長の承認を得て実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。

ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可能な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。

(留意点)

- ※ これまでの進級で積み重ねてきた成果を試すのに十分な課題設定を設け、また野営経験や活動で培ってきた知識・技能を活かし、安全（不測の事態への対処も含む）に単独行動して、課題を完遂できる内容の計画書であるかを考査の基準としてください。
- ※ 今後、段階的に制限や自粛すべき状況が緩和されることが想定されますが、長期にわたり感染防止の行動が必要なることが予測されます。よって、実施を前提する上で、ルートにおける訪問先については、出来る限り「三密」を避ける計画を立てるよう指導してください。
- ※ 「計画実行に向けて研鑽・努力する設定」とは、課題に必要な知識の研鑽や移動野営に必要な技能・体力のためのトレーニングなど実行までに継続的な実践が可能なこと（過度な負担にならないよう、気持ちが継続するような目標になるよう指導してください）。

4 奉仕

- (2) 地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。

(特別の考査細目)

- (2) 地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。

ただし、当該行事の開催がない場合は、以下のうち一つを実行する。

- ① 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「集合・対面にならない行事」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。
- ② 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「オンラインスカウトフォーラム」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。

(留意点)

- ※ 地区、県連盟の枠組み限らず、地域、友好団など複数の団をまたいだ行事でも構いません。
- ※ 「集合・対面にならない行事」とは、家にいて参加できる行事や直接会わずに行う行事を意味し、スカウトに創意工夫で企画させてください。必ずしも Web の活用は必要ありません。

(例：メンバー全員に手紙を送り、同時刻・同アクションをして何かの共有するイベント、Web を活用したオンラインイベントなど)

※ 計画・実施に際しては、すべてを当該スカウトにすべて任せるのではなく、主体的に関わりながら実施できるよう、役割と権限を明確にして協力・支援してください。

※ Web の活用に際しては、スカウトの環境、保護者の理解、SNS 使用のマナー、セーフ・フロム・ハーム等に十分な配慮をお願いします。

5 信仰

(1) 宗教章を取得するか、取得に対して努力したことを隊長に認めてもらう。

(特別の考査細目)

(1) 宗教章を取得するか、取得に対して努力したことを隊長に認めてもらう。

ただし、宗派の開催する講習会の開催されない場合は、隊長の協力を得て、可能な限り教導職の方の指導・助言等を受け、宗教・宗派の教えに対する理解を深めるとともに、信仰心を高めるための行いを一定期間実践し、レポートにまとめ隊長に提出する。

(留意点)

※ レポートの内容は、各宗派宗教章の細目を参考にして、調べること（宗教・宗派の歴史や教え、礼式の作法など）、教えに基づいた実践の計画・実施・報告、信仰心に基づいた今後の生き方など、まとめる項目を指導してください。

参考：「宗教章授与基準の一覧」

https://www.scout.or.jp/member/wp/wp-content/uploads/2019/06/syukyosyojuuyoki_jun20200401.pdf

※ 後日、宗派の開催する講習会の開催された際は、受講のうえ取得を目指すことを奨励する。

6 成長と貢献

(1) 隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト（研究、製作、実験など）を自ら企画して隊長の承認を得たうえで、少なくとも1か月以上にわたって実施、完結させ、隊長に企画書、計画書、および報告書を提出する。

(特別の考査細目)

(1) 隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト（研究、製作、実験など）を自ら企画して隊長の承認を得たうえで、少なくとも1か月以上にわたって実施、完結させ、隊長に企画書、計画書、および報告書を提出する。

ただし、実施する内容が、野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならないために実施が不可能なものは、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。

(留意点)

※ 「実施する内容」について、スカウトの意志を尊重することを大前提として、可能な限り代替的な方法や課題へのアプローチの変更により、プロジェクトの目的・目標達成に向けて行動が起こせるよう、アドバイスや指導をしてください。

菊スカウト章、隼スカウト章の考査に関する指針

2020年5月24日 施行
ボーイスカウト日本連盟

野営に関する細目については、原則として「特別措置」における「野営、ハイク等の野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならない細目」に沿うこととするが、新型コロナウイルスの影響により野営実施の期間が長期化する見込まれる場合には、以下の例を参考にして、「代替的な課題」も含め、特別の考査基準、考査方法を検討する。

① 野営に関する細目

- ・ 自宅でできる形での実施する
(例：自宅に於いて、保温調理法を用いて調理する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、細目の示す方法とは別の方法で実施する
(例：テントの立て方やキャンプ中の管理について、ハンドブックには書いていない経験に基づいた裏技のハンドブックを作成する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、家族や地域社会に貢献する内容によって実施する
(例：バーベキューやファミリーキャンプに役立つスキル、経験で得た野外料理やキャンプの裏技を班や隊の中で紹介する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、後輩やスカウト関係者に貢献する内容によって実施する
(例：新入隊員のためのキャンプの心得やについてレクチャーする)
- ・ 泊数、日数、期間などの実績を要するものは、当該細目の内容に準じた活動の数に含める
(例：野営泊数に炊事を伴う活動や夜間での活動を含める)

② 奉仕に関する活動

- ・ SDGs の達成目標から一つ選び、目標達成のために自分でもできる社会奉仕に取り組む
(例：「目標 07: エネルギーをみんなに、そしてクリーンについて」日常生活でのエネルギー消費を抑える取り組みをする)
- ・ NPO 団体の活動について調べ、その趣旨を理解して、自分でもできる協力をする
(例：難民救済の支援団体について調べたことを仲間に発表し、支援金のための募金活動をする)
- ・ 地域の問題等について調べ、課題解決のために自分でもできる社会奉仕に取り組む
(例：人込みでの買い物が難しい近所の高齢者のために、買い物手伝いをする)